

「ともそだてを描く職員、管理職のための育児休業取得促進ハンドブック ともそだてパスポート（2024年3月版）」に掲載する育児休業等関連の制度改革について

内閣人事局ホームページに掲載しております標記「ともそだてパスポート（2024年度3月版）」について、掲載している制度に一部改正がございますので、お知らせします。

ご覧いただく際は、以下の点についてご留意いただきますようお願いいたします。

なお、インタビュー等の数値については、ご発言当時のままにしています。

<改正箇所>	<改正内容>
（P19（参考）国家公務員が育児休業した場合の関係制度の取扱い） 育児休業手当金（共済） 『子の1歳（パパママ育休プラス適用の場合は1歳2か月、保育所に入所できない場合等は最長2歳）の誕生日の前日まで、標準報酬日額の50%（休業期間が180日に達するまでの期間については67%（国家公務員共済組合法第68条の2第3項の規定により雇用保険給付相当額が上限））を支給』 （P74 育児休業中の給与等 共済制度） 『・組合員の資格は継続 ・申出により掛金は免除 ・こどもが1歳に達するまでの間に取得した育児休業1日につき、標準報酬日額の50%（育児休業期間が180日に達するまでの期間については67%、雇用保険給付相当額を上限）の育児休業手当金を支給 ※育児休業手当金の支給について、保育所に入所できない場合等は最長で2歳まで延長可。』	「育児休業支援手当金」は、「育児休業手当金」に加え、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、標準報酬の日額の13%相当を支給するもの（25年4月から開始）。 「育児時短勤務手当金」は、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務によって報酬が低下した場合に、時短勤務時の報酬の原則10%相当を支給するもの（25年4月から開始）。 https://www.cfa.go.jp/resources/strategy/tomoni-oen

(P77 育児時間) 『育児時間とは、 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の初め又は終わりに 2 時間を超えない範囲で勤務しないことができる制度です。』	育児時間について、職員は 1 年の期間ごとに①②いずれかの形態が選択可能。 ① 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないこと、 ② 1 年につき 10 日相当の範囲内で勤務しないこと なお、非常勤職員は、対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大。 https://www.jinji.go.jp/content/000011095.pdf
(P80 【子の看護休暇】) 『子の看護休暇とは、 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話） のため勤務しないことが相当であると認められる場合に使用することができる休暇です。』	【子の看護等休暇】 対象となる子の範囲を、 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子まで拡大。 取得事由は、子の病気、けが、予防接種、健康診断の場合の子の世話に、以下も追加。 ・感染症に伴う学級閉鎖や出席停止等の場合の子の世話 ・入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加 https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/ryouritu/r6kangokyuu_ka_jga.html
(P22 超過勤務の免除) 『3 歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度 期間：子が 3 歳に達するまで』 (P80 【超過勤務の免除】) 『超過勤務の免除は、 3 歳に満たない子を養育する職員が、子の養育をするために請求した場合に、 超過勤務が免除される制度です。 ただし、 災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務は、免除の対象とはなりません。』	対象となる子の範囲を、小学校就学前の子まで拡大。 https://www.jinji.go.jp/content/000009562.pdf